

Title	近世怪異小説と仏書・ その一：殺生の現報をめぐって
Sub Title	Weird tale from Tokugawa times and Buddhist literature No.1 : On retribution for the destruction of life
Author	堤, 邦彦(Tsutsumi, Kunihiko)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1985
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.47, (1985. 12) ,p.47- 64
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00470001-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世怪異小説と仏書・その一

— 殺生の現報をめぐる —

堤 邦彦

はじめに

仏教説話の全盛を中世以前とみることは、今日誰もが認めるところであろう。この期の仏教文化は宗教倫理の面ばかりではなく、社会的、政治的にも人々の一生を支配していた。そうした時代精神のもとに『発心集』『沙石集』などの説話集が編まれた経緯については、もはや多言を要すまい。

もつとも、徳川期に至ってそのような仏教説話の命脈がすっかり跡絶えてしまったわけではない。むしろ、質的な問題はさておき、数の上では中世をはるかにしのぐ種類の談義書、説法台本、仏典俗解、往生伝等が出版文化の発達にもなつて陸続と上梓され、大量に出回つたのである〔1〕。貞享三年刊『合類大因縁集』(『説法因縁集』)や元禄六年刊『鑛石集』をはじめとする仏教説話の編述が文学史の裏舞台で行なわれ、板本となつて民間にひろまつたことは疑いもない

事実であつた。

ところで、それら通俗仏書は文学作品の成立とどのように交絡するのか。あるいはまた、文学史にいかなる位置付けを占めるのであろうか。巷間に流布した仏書やその所載説話を引証とする説法僧の談義が小説作者の身近な素材源となつたであろうことを思えば、近世仏教説話の存在には看過し得ぬものが感じられる。そのような意味で、読本発生に果した長編仏教説話の意義に言及した中村幸彦氏⁽²⁾、近世における仏教説話の展開を概観した富士昭雄氏⁽³⁾らの考究は示唆にとむものといえよう。しかしながら、そうした先駆的研究の成果にもかかわらず、個々の相関となると未だ十分な検討がなされていないのが現状である。とりわけ怪異小説の分野では、諧書に散見する因果譚、因縁譚、靈驗譚が当代繙流の伝道弘法活動にかかわりをもつとみられるだけに⁽⁴⁾、素材面での比較調査がいそがれる。以上の見地にもとづき、本稿では、ひとまず殺生をテーマとする説話に焦点をしばり、管見に入った怪異譚と通俗仏書の類縁性および相違点を参看してみたい。

一、類縁性と差異

近世怪異小説、なかんずく『因果物語』(鈴木正三の法語をあつめた片仮名本寛文元年刊、浅井了意編平仮名本寛文年間刊)や『善悪報はなし』(元禄十年以前刊)のような仏教臭の濃い初期の諸作が、一様に説話の真憑性に拘泥し、事件の日時、年号、場所、見聞者らの所在を克明にしるして一話の実在感を盛り上げようとつとめたことは、たしかに極立つ特色とみてよい。だが、考えてみれば、かかる叙述形式は何も怪異小説にはじまるものではなかった。試みに、仏教怪異譚の源泉となつた唱導説法書に遡上するなら、咄の証拠正しきことを説話の生命とする様々な話材にいくらも行き

当たつたからである(3)。そればかりか、そこには純粹な宗教的使命感から都鄙の巷に起こつた怪奇な例話をものごとたり、民衆の信仰心に訴えて仏法宣揚の便にせんとする明確な目的意識がうかがえる。このことは、怪異小説にみられる事実に性(せい)の尊重が、正三法語を筆録した片仮名本『因果物語』のごとき事例(4)を除けば、総じて宗教上の動機とは無縁な文飾にすぎないのに比べ(5)、明らかに異なる性質をあらわしている。一、二を例示すると、浄慧撰『地藏菩薩利益集』(元禄四序、安永九刊)の序文にみえる左の言辞には、説話蒐集に至つた動機と編述への熱意がつつらわれている。

過にし卵のとし(筆者注・貞亨四)予、地藏菩薩の利生記六卷を撰ず。時に和漢古今の靈驗をもとむるに、はなはだ得やすからず。それよりこのかた都鄙(みやび)の感應の目にふれ耳に入もの、濱の真砂のうづ／＼に、碩の海のかまくまもなし。その間わづかに数年にして、かく靈瑞(たまげず)のおふき事ハなんぞや。これあに地藏菩薩末法当化の時いたり、有縁の男女(おんな)依得益(よきえき)の機(はかり)うめるにあらずや。(略)よつて今、見聞に随てしるしをける感應をあらはして、はやく世に行(い)はんとす。故に僧俗(そうぶく)を序(ついで)ず、古今を選ず、記のまゝに梓(すゐ)にちりばむ。なを又ふかくはゞかりありて、載(の)ざるあり。或(ある)はたしかにきくに、いとまあらずして、まづ筆をさしおくあり。わづかに積(た)五卷と成る。名て地藏菩薩利益集といふ。

元禄四辛未年七月沙門妙幢浄慧謹序

安永庚子再行 浪華僧 竹嶺謹校

助功浄財施主某氏

また、説法僧が布教のための証拠正しき話材を俗間に求めたことは(国会図書館蔵の安永九年版による。句読点筆者、以下同)

蘇^テ茲^ニ持名之暇^ニ於^テ華洛辺鄙^ノ間^ニ尋^ニ之^ヲ干道俗^ニ、問^ニ之^ヲ干男女^ニ、慙^ニ拾集^ニ、粗^ニ記名^ニ緇白往生伝^ニ、唯^シ是^レ悲^シ矣^ニ、事^ニ実^ニ、而不^レ願^ニ不^レ敏^ニ、是^レ即^チ無^シ慚^ニ無^シ愧^ニ之^ヲ甚^キ也、然^レ以^テ文墨^ノ之^ヲ拙^キ、勿^レ廢^ニ事^ニ実^ニ、

(後略)

于時^ニ元祿元^ニ戌辰曆臘^ノ月中^ニ潛

洛陽壬生安養庵沙門了智記

稱^テ仏ノ暇^ヲ窺^ヒ、予^ガ管見^ノ及^ブ所^ト見^ニ隨^ヒ聞^ニ任^セテ、粗^キ拾取^集、記^ノ四聖念仏讚勸^記ト名^ク
(元祿二年刊『緇白往生伝』序文、『近世往生伝集成』一による)

于時^ニ元祿五^ニ壬申曆^ノ中秋^ノ下^ニ潛

洛陽壬生安養庵沙門了智記

世^ニ和漢因縁ノ書、版行多ク流布ストイヘ共、中興ノ因縁マレナリ。今予カ集ル所ノ新因縁集ハ、都鄙行脚ノツイ
デニ見聞シテ、タシカナル因縁ヲエラミテ、之ヲ梓行ス
(元祿六年刊『四聖念仏讚勸記』序文、竜谷大学図書館蔵本による)

(宝曆四序跋・安永六刊、蓮盛編『勸化本朝新因縁集』巻頭、竜谷大学図書館蔵本による)

のごとく、あちこちに見受けられ、枚挙にいとまがない。要するに、仏書における「証拠正しきこと」の標榜は、あくまでも衆生教化を本来の目的とする方便なのであって、そうした唱導性を後退させ、怪異を語るための一形式に転じたところに仏教怪異譚のスタイルが成立するのである。

さて、怪異小説と仏書が、このように、表面上は類縁性を示しながらも、じつは説話の基本的姿勢を異にしていることは、同一素材の叙述方法に認められる両者の相違に關してもうかがえる。享保十一年板『諸仏感應見好書』を視座として、この点を詳らかにしてみよう。『見好書』上下二冊は漢文体の仏教説話集で、宝永・享保頃の実見譚を多くあつめている。編者は壹岐の僧猷山(8)である。序文に記した「元禄元年夏入解 予示戒子云」を信ずれば、その活動時期はおおよそ元禄前後から享保頃ということになる。また、本文中に「予武州於三郷半領説法禱」(下巻「遇三盲人」)、「予關東修行之比托鉢」(同「呵僧」とあつて、關東方面に廻國説法の経験を持ったことが知られる。ひろく諸國の因縁を採取したなかにあつて、ことに東國の話が目につくのはそのためだろう。さらに、上巻に「浄土宗開祖」(法然伝)なる項目を加えたところを見ると、浄土宗系統の談義僧であつたらしい。内容面では、全般に因果応報思想の投影がみえ、民間信仰の実態がうかがえる。「観音利益」(上巻)や「墮獄と救済をモチーフとした、地藏説話数条(下巻)等、留意すべき話題が多いが、とりわけここで着目したいのは下巻に収める一群の殺生現報譚(「殺鶏報」「殺猪報」「殺三座頭生子」など)である。まず、このひとつ「人成牛」を全文掲出する。

肥州松浦内有三商人、多年殺牛賣肉活命。牛馬第一罪也。此者老後病痛牛聲死、京都戸羽牛二匹引者、子牛毛黒、腹下白毛有文字、僧讀之、松浦某文字也、松浦者參宮禰見、殺牛曰某、誠因果難遁、此故今禁殺牛業、又食之幾程保命、唯自天所與食、五穀可乎。

(東洋大学図書館蔵本による)

牛に転生した屠夫の名が牛腹に浮かぶという話は、現報おそるべきことを説くのに適した話柄であつたとみえ、『見

好書』のみならず諸仏書に類型を見出し得る。他方、正三の片仮名本『因果物語』においても同様の説話が認められることは、説法談義の場に直結した片仮名本の性格を如実に物語っていて興味深い。とくに関連性の強いものを抽出してみよう。

常州宇宿。金龍寺開山ノ時ノ納所。無道心者ニテ。生ナガラ黒牛ト成。白毛ニテ書タルガ如。納所ノ本名分明ニ有。大衆憐ムト雖。他ヲ濟フコアタワズ。不敏ナルカナ尾ヲ垂テ。前ノ田ニ走ル。和尚彼納所ヲ呼來ラシメテ。一拶シテ坐具ヲ以テ打玉ヘバ。牛ノ尾切落テ。再ビ僧ノ貌トナル。其牛ノ尾拂子ト作テ。今ニ彼等ニ有也。

(巻下の三「生ナガラ牛ト成僧ノ事付馬ノ真似スル僧ノ事」第二話。架蔵の寛文元年版による)

江州越川。問屋弥右衛門ト云者。愚癡極貧無類者ナルガ。死シテ三年目正保四年亥ノ年。栗澤次郎右衛門ト云者ノ。馬ノ子ニ産レ出ル也。栗毛ニ白キ毛ノ文字細クト。越川弥右衛門ト有。護谷和尚行テ見玉ニ。文字明カナラズ。能々見バ慥也ト語玉フナリ

(巻下の十六「死後馬ト成人ノ事付牛ト成人ノ事」第二話。同右)

右二条は、転生の理由等の面で若干状況設定に違いはあるものの、牛馬の体に転生者の姓名といった説話の構造そのものは、『見好書』に属目した如上のモチーフと一致している。もちろん刊行順序を問題とするならば、『見好書』↓片仮名本のごとき直接的な依拠を考えることは無意味であるし、また、その逆を想定して個々の影響関係を詮索するつもりもない。ただ、注視したいのは、かような話材がひろく唱導界に口誦され伝播したと考えられる点、そしてそれらが、かたや仏書である『見好書』に文字化されると同時に、仏教怪異小説の源流ともいうべき片仮名本『因果物語』に対しても定着をみせた点である。片仮名本にとり込まれた因果咄は読み物性のまさる平仮名本『因果物語』に継承され、

さらには後の創作的な怪異小説へと展開して行く。そうした、プリミティブな唱導材から文芸への橋渡しの役割を果したところに、片仮名本の意義が見出されるのである。

ところで、『因果物語』以後の怪異小説に目を移すと、畜生への転生が説法話材と全く違った発想でとり扱われていることに気付く。たとえば『善悪報はなし』巻一の十「悪念のものうしに生るゝ事」、同巻二の二「女房死して馬となること」は、おのれの悪逆貪欲故に牛馬に生まれ変わった者の現報を描くが、じつは両話とも、中国明代の『迪吉録』を和訳した『鑑草』（正保二）の再翻案であることが知られ⁽¹⁰⁾、従って「正保年中の比」（巻二の二）といった年次や「此はなしは三州の人かたたるゝ、いつはりなきよし」（同）などの付言は、すべて本邦の怪異咄に仕立てるための作者の創作であり、極めて形骸化した文辞でしかないことになる。もはやそこには、話の証拠正しきことを強調し、經典の説く戒禁をあまねくひろめんとした説法者の面影はない。換言すれば、それは唱導説話本来の弘法精神の喪失を意味しよう。このような事例は、怪異小説に流入した唱導材の変容をあらわすとともに、〈説話の目的〉における両者の基本的相違を示しているのである。

二、六道絵を視座として

怪異小説と仏書の共通話材に認められる差違について、いまひとつの事象をとりあげたい。寛文前後の初期怪異小説『曾呂利物語』（刊年未詳）の最終章巻五の六「万上^{よろづへう}々の有る事」は狩人の分別を一章のテーマとする。その大略は次のとおりである。

土佐の国に「みの庄右衛門」という獵師がいた。ある日、山中の沼地にて猪を撃ちとろうと待ち伏せしていると、

「蚯」が「蛙」に食われ、その「蛙」が「蛇」にのまれ、ついにはその「蛇」も「蛞蝓」に殺される光景を目にする。不思議に思つて見まもるところに目当ての「猪」が現われ「蛞蝓」をたいらげる。いったんは引き金に指をかける庄右衛門であつたが、最前のありさまに心付き「あの猪を打ちなば、又何者かありて我が命をとらん」と悟つて殺生をやめる。すると虚空より「扱も庄右衛門分別者かな」と笑う声が響きわたつて消えた。

目前の弱肉強食を悟入の契機とする話型は、浅井了意の『堪忍記』（万治二刊）卷二の七「螻蛄の蟬をとる事」にもあり後続作品への素材提供が考えられる。『曾呂利物語』以後の作では、都の錦「御前御伽婢子」（元禄十五刊）卷四の四「是ハ武蔵 板橋にて道心者うしろをかへりみて禁とする事」、および章花堂「金玉ねぢぶくさ」（宝永元刊）卷二の「螻蛄蟬を狙へば野鳥螻蛄を狙ふ」に「蟬―カマキリ―鳥―獵師」という殺生の構図が見受けられる。これらの説話、とくに元禄宝永の二書についてその主題を考えてみると、どうやら作者の眼目は、獲物に心を奪われるあまり我身の厄難を見過ごしてしまふ寓話を通して、人の世の処世訓を語ることにあつたらしい。知識的言説で知られる都の錦が「御前御伽婢子」卷四の四の結びに当節批判の付言を設けて

是に付て分別あるべし、今世間を見るに前なる利欲におぼれて後なる禍を忘れ、心に任せて私を行ふ事甚多し、武家にてハ出頭人、町人にてハ飛商、是皆我を忘れたる者なり、よく／＼おもひめぐらして、わざハひ身に及ぬよりに分別あるこそ肝要なれ

と評判し、『金玉ねぢぶくさ』の作者が「人は前に欲ありては後に来る禍を知らず」との書き出しに照応するかたちで然れば世の諺にも、螻蛄蟬を狙へば、野鳥螻蛄を狙ふとも云へり。とかく我が欲する事ある時は、先づ其の事の邪正を能く遠慮して行ふべきことなり



天保14年版『宇和字入繪 往生要集』
 (架蔵本)中巻・畜生道の事

のごとく俚諺にのつとる教訓を垂れたのは、その証左といえよう。このような世俗的教訓を話の根幹にすえる叙述態度は、まさしく近世の怪異小説が仏教説話の旧套を脱して虚構性の濃厚な読み物に転換する道筋を呈している。なぜなら、そもそもこの種の話材は畜生道の厭相を説いて殺生を戒めた六道講釈を説話発生の淵源としたもので、その骨子は仏教的教誡にあるとみなし得るからだ。たとえば、鎌倉期の浄土教絵画につけば、滋賀県・聖衆来迎寺の六道絵(十五幀)のごとく、猪を射る狩人の背に槍の穂先を向ける獄卒の図が得られる(畜生道図)。おそらくこうした掛図を前に殺生人の行く末を説き畜生道への墮獄を語った絵解き説法が幾度となく繰り返され、人々の心に六道世界の風景を焼き付けていったのであろう。そのことは、本図の成立過程①に照らしても想像に難くない。後世、奈落の様相を叙した源信『往生要集』が板行されるに際して、本文にはないへ蛙―蛇―猪―獵師―獄卒の図様が近世板本(天保版、左上図)

に画き加えられたのは、そうした六道説法の広範囲な民間受容をあらわす事象といえよう②。

以上を前提として如上の怪異小説にたちもどるなら、中世以来の六道思想に根ざす唱導説法の殺生戒が、日常生活に密着した近世特有の人生訓にすり替えられて行くさまが一層判然とするのである。教誡性という点では、両者は同じ局面をあらわしているけれど、教誡そのものの内実を考え及ぶなら、その相違は明らかであろう。

三、『西鶴諸国はなし』と仏教説話

説法話材からの転用を想起させる怪異譚は、西鶴作品のなかにも求められる。すなわち、『西鶴諸国はなし』（貞享二刊）巻四の四「驚は三十七度」は通俗仏書に散見する一連の殺生人遁世譚と同根の内容を有する。本章は「近年関東のかに」行なわれるようになった「友よび雁」の猟法を枕に、常陸鹿島の猟師「目玉の林内」と妻子の話へとつづく。林内の女房は、毎日鳥の命を奪って暮らす夫の身過に心をいためていた。

つれそふ女房は、やさしくも、此事とまれと異見する事たび／＼なれどもやめず。是をかなしく、独ねられぬまゝに、世の無常をくわんずる時、寝させ置たる二人の子共、現に声をあげて、びく／＼身のうごく事三十七度也。次第におそろしくなつて、男を待兼るに、夜更て門をたゞき、やれ今宵は仕合しあはせといふ。女、泪を流し、幾程うき世にあるべきぞ。むくひの程をしりたまへ。今夜の鳥の數、三十七羽有べし。中鳥八羽、大鳥三羽と申。籠をあげて見るに、しめ鳥數違はねば、林内横手をうつ。宵より子どもがおどろくありさまを語れば、身ぶるひして、是より萬の道具を塚につき、色々くやうなし、今に鳥塚とりづかとて残れり。（古典文庫本により句読点を補う）

本章の典拠については、つとに江本祐氏によって天和四年成稿の『古今犬著聞集』巻一「鶏指発心事」が指摘されている⁽¹³⁾。もつとも、西鶴が写本である『犬著聞集』を傍に置いて自ら参看したとは考えにくく、むしろ巷間に伝わった奇聞が、一方では『犬著聞集』に収録され、また一方では西鶴の耳に達したと解する方が自然に思える⁽¹⁴⁾。つまり両者はそれぞれ天和前後の口碑に取材しているのではないか⁽¹⁵⁾。そのように考えてきてにわかにかげを惹くのは、同種の話材が殺生戒の引証となつて仏書に記されていることである。前出『見好書』巻下「妻知しと夫トコ殺レ鳥ヲ數ニ」はその典型

といえるだろう。本文はこうである。

江府有^ニ餌指^一、殺^レ鳥^ヲ為^レ業^ト、有^レ子[、]妻^或向^レ夫^{云、}今日殺^ス鳥^數可^ニ廿七^一、夫^云然[、]為^レ何^{知、}妻^{云、}決^覺、又^明晚^{云、}今日可^ニ三十一^一、夫^然云、夜^入夫^向妻^{云、}汝^知殺^ス鳥^數千^萬不^審、夫^婦中^何陰[、]妻^啼云、此^一子^一日[、]中^ニ二十^度息^絶赤^レ一^{面、}其^日殺^ス鳥^{二十}也、三十一^{度、}又^殺鳥^{三十一}也、以^レ之^{考、}一^不差[、]夫^{聞、}其^日内^殺生^道具^悉燒^{捨、}剃^{髮、}縷^ニ身^於墨^染捨^レ世[、]妻^又成^レ尼^乞食^滅罪^於常^{願、}七^歲男^子捨^ニ無^緣寺^門前[、]寺^僧捨^レ之[、]作^レ僧^事佛^{化、}誠^殺生^十惡^隨一^可怖^事也

結局、餌指夫婦は発心遁世し、その子供も僧になつたとの結末には、戒殺・滅罪を勧める弘法者の口吻と論理が隱見する。加えて、この説話の流布に説話談義の介在を想定するに足る根拠として、『見好書』以外の仏書にもモチーフを共有する殺生譚が認められる点を指摘できる。たとえば、宝曆四年の序跋をもつ蓮盛の『勸化本朝新因縁集』卷二「殺生シテ現ニ酬フ事」の第七話からは、左の類例が得られる。

攝津國或山里ニ獵師アリ、ヨク鳥ヲ打ケリ、大坂ヨリ通ヒテ是ヲ買フ商人アリケリ、或時彼獵師ガモトニ至リテ一宿シケルニ、亭主ハ鳥打テ來フズルゾトテ、暮方ヨリ鉄炮ウチカヅキテ出ケリ、商人ハ端近キ所ニ臥タリ、女房ト子共二人ハ一間ナル所ニ寝タリ、丑ノ時許ニ、姉ナリケル八歳バカリノ者、一声泣テ驚ケレバ、母カ声ニテ、ヤラ父ノ雌ヲ捕ケルニコソト云テ亦寝ニケリ、商人アヤシク思フ所ニ、又寅ノ剋バカリニ、弟ナル五歳バカリナル子、イタク壓レ泣ケレバ、母、マタ父ノ雄ヲ打タルヨト云テ先ノ如ク寝入タル様ナリ、商人、徒事ニハアラジト思

フテ、夜明テ女房ニ事ノ意ヲ問ケレバ、女房、フツニサル事ハ覺ズト云、彌アヤシクテ、男ノ舩ルヲ待テ問ハン
トスル程ニ、主、雄一オウイチ番ヲ提テカヘリケリ、商人、万事ヲサシヲキ、先鳥ヲウチケル時節ヲ問フニ、雌ハ前、雄ハ
後、女房ノ寢言ノ時節ト全ク同時ナリ、商人フカク感ジテ、先鳥ヲ語リ、忽ニ屠賣ノ業ヲ止テ出家シケ
レバ、獵師夫婦モ深ク過ツル罪ヲ悲ミ世ヲ遁テ、三人同ク云眠テワリナキ同行トソ成ケル、無下ニ近キ亥ナリ、具
ニ知レル者ノモノガタリナリ

所を摂津国に移し見聞者の鳥商人を加えるなどの小異はあつても、鳥を獲つた時節に妻子がおびやかされる点では『見好書』と何ら変わるところがなく、等しく現報をまのあたりにした者たちの遁世を付与することを忘れていない。かかる説話の伝播状況から推して、あるいは、はやくからこうした話材を法話の拠り所にして持ち歩いた唱導者があつたのではなかつたか。そして、彼らの手を経てこの種の話が民間に知れわたつたのではなかつたか。むしろ、その反対に、すでに民間に流布していた殺生の奇談が唱導話材に転用された可能性もいちおう考えられるよう。しかしながら、民間説話の集である『犬著聞集』にさえ鳥指夫婦の遁世が描かれ、「共に頭をおろし発心修業の身となりし、仏道因縁哀也」⁽¹⁶⁾とあることから(前掲「鶏指発心之事」)、やはり説話の素型は唱導者の管理下にあつたとみるべきだろう。しかるに、説法の場合を離れて「驚は三十七度」に流入した殺生譚は、教誡勸化のための唱導話材には不可欠な発心譚の側面、すなわち罪障深き者の遁世を捨象し、東の方に旧蹟をとどめる「鳥塚」の由来談に転ずることによって、まだ見ぬ遠国の奇談へと変貌する。江本氏によれば、本章が常陸鹿島を舞台としたのは、「鹿島↓かんどり(雁鳥)」(『類船集』)といった俳諧の連想をふまえた場所設定という旨。そうした西鶴の作為に、唱導材とは別種の創作の成立をかいまみることができよう。

四、中国種の素材受容

以上、通俗仏書と怪異小説の共通話材をみてきたが、最後にそれらの原拠に中国系統話の影響が認められる殺生譚に言及しておきたい。

『奇異雑談集』（板本貞享四刊、成立は慶長十四年以降とも）⁽¹⁸⁾は全般に仏教臭の強い怪異譚集といわれる作品である。編述に東寺所縁の僧の関与が推測されるなど⁽¹⁹⁾、仏教怪異小説を考えるうえで重要な位置にあるものとみてよからう。その巻四の七「三条東洞院鳥屋末期に頭より雀の鬚生出る事」は時を明応年中、所を京として、浄教寺の僧の実見による鳥屋の主人の末期の悪相を記す。かくのごとく、生前の破戒のために死して頭皮に「雀のくちばし」が生じ髪を剃ることもできなかったという話を仏書に求めると、たとえば肥後の僧玉嵩編⁽²⁰⁾の『本朝諸仏靈応記』（享保三刊）巻上の九「殺生の報并飼鳥をすまじき事」に「鳥さすもの死るとき頭に鬚出来て死」^(カシラウチチバシ)することがある。また『勸化本朝新因縁集』巻二の「殺生シテ酬フ事」の第六話には、同様の話が延宝年中近江国の怪異譚となつてみえており⁽²¹⁾、同系統話の唱導話材としての性格をうかがわせている。一方、こうした生嘴の殺生咄は、平仮名本『因果物語』巻一の十三「雉の怨念人につきたる事」においてもそのバリエーションを見出し得る。

もろ⁽²²⁾にも、庭鳥の卵を、つぶして、わが子の髪につけて、髪かみのしなを、よくせんとす、たびく、おほく、ころしけるに、後に、其子の首に、庭鳥ていひどりのくちはし、生は出て、啾々しゅうしゅうと、鳴声なぐありけり、と、いへり、生いまとしいけるもの、命をおしむ事は、いつれも、かはることなし、非分ひぶんに、ころさん事ハ、まことに、あはれなる、おこなひや、よくく、つゝしむへし

ただし、右に引いた箇所は一話のあとに添えられた付話の部分で、平仮名本卷一の十三に対応する片仮名本中卷三十三の二にはなく、どうやら平仮名本編者の了意⁽³⁾があとから挿入した評言らしい。本文中、冒頭に「もろにも」云々とあるのは、丁の変わり目であることや前後の行文から判断して「もろこし(唐土)」の誤記とみられ、従って慶長六年三河国の出来事を述べた前半部本話の本朝譚に唐土譚を配した結構とみてよい。中国種の翻案物仮名草子を数多く著した了意だけに、多分ここも和漢殺生譚の対置による構成であろう。そうとすれば、かかる生嘴譚は中国系説話の移入ということになる。そこで、漢籍の唱導材化が目立つ通俗仏書を閲したところ、序文に「異朝ノ諸籍」を和訳して「善悪報應ノ珍キ因縁ヲ書集」めたことをうたつた慧燈編^{『異朝因縁 勸善懲惡集』}(享保十二刊)によつて、平仮名本の中国系原拠が『弘明雑伝』であることを知り得た。

又梁^{リヤウ}ノ時^{トキ}ニ人アリ。ツネニ鶏^{ニハトリ}ノ卵^{ノカミ}ヲ。白^{シロ}ヲ取^{トリ}テ髪^{カミ}ニヌリ。光^{ヒカリ}ヲ求^{モト}ム。日日^{ヒトヒト}ニ求^{モト}テ。此^{コノ}ヲツブスコト。凡^ソソ三十^{バカリ}計^{ハカリ}ナリ。然^{シカ}ニ病^{ヤマ}ヲ受^ウケ。臨^{リン}終^{ジウ}ニ但^タ髮^{カミ}ノ中^{ナカ}ニ。嗽^{カマヒス}シク數^ス千^{セン}ノ鶏^{ニハトリ}ノ雛^{ヒナ}ノ音^{コエ}ヲ聞^キト^{弘明雑伝}。

(卷二)「鶏ヲ殺シテ現ニ報ヲ得シ人ノ事附タリ智度論ノ説ヲ引テ勸」、東洋大学図書館蔵本による。傍線筆者)

吉田幸一氏もいわれるごとく⁽²⁴⁾、本書は『日本靈異記』や『今昔物語集』を模した翻訳仏教説話集で、内容はすべて六朝〜明代の漢籍(冥応記、朝野僉載、幽明録、五行記、弘明雑伝、報応録、搜神記、太平広記、尚友録等)にもとづき、これに因果応報の仏典をふまえた編者の評語を付す形式をとる。右の『弘明雑伝』所収説話の場合には、智度論を引いて「殺生^{セツシヨウ}ノ人ハ。今世^{コンゼ}後世^{ゴゼ}ニ種種^{コソソコ}ノ苦痛^{クツウ}ヲ受^ウク(略)此^{コレ}ヲ思^{オモ}ヒ行^{ヤツ}テ殺生^{セツシヨウ}スベカラズ」と説くが、こうした叙述形式は、まさに唐土譚に取材した談義の実態を伝える資料といえるだろう。想像をたくましくするならば、平仮名本の『弘明雑伝』引用も、了意の談義僧としての唱導活動と無縁ではなかつたのではなからうか。平仮名本が片仮名本に比べ、

より創作的、文芸的要素をもった作柄であることは否めないが、反面、平仮名本にも了意の、正三とはまた違った唱導意識、布教態度（それは仮名草子作者特有の啓蒙の姿勢に近いが）が感じられるのである。

この他、漢籍の翻訳もしくは翻案による唱導説法が、怪異小説の背景に存したとみなし得る事例は、平仮名本卷五の六「はらみ子をおろしてむくひける事」とやはり了意編の天和三年刊『仏説地藏菩薩発心因縁十王経注解』（『仏説十王経直談』卷十三の十二「墮胎応報事實」（宋・元秀の話「附文書カ化書二見」）の類縁性や、『善惡報はなし』卷五の五「女房下女をあしくして手のゆびごとくく蛇になる事」と『勸善懲惡集』卷七「妬深女佗ノ指ヲキリ舌ヲキリテ報ヲ得ル事」（後魏・杜昌の妻「朝野僉載」）の説話連関にもうかがえる。ことに平仮名本卷五の六の場合には片仮名本に不掲出の話であり、前出の生嘴譚とならんで了意における仏書と怪異小説のあり方を考察する好材料かと思われる。ちなみに、こうした墮胎の報にまつわる怪異譚は西鶴『懷硯』（貞享四）卷四の三「文字すわる松江の鱸」にその虚構化、文芸化の跡をたどり得る（25）。

また、了意『堪忍記』（万治二年刊）卷七の四「王勤政が女を殺してむくひける事」の原拠である（26）『迪吉録』卷八「王勤政誘奔婦不果為鬼所随」もよく利用された話材であった。密夫の姦計によって命を落とした男の亡霊が、殺人者の背後に影のごとくつきまとい、逃亡中立ち寄った旅宿の者の目にうらめしげな姿がうつるといった『迪吉録』の趣向は、西鶴『万の文反古』卷五の二「二膳居る旅の面影」に用いられ小説的成长をとげるが、別の系路では、『合類大因縁集』（貞享三刊）卷七の二十四「冤鬼随犯人」に収められて説法話材となり、さらに浄土僧必夢の『七観音三十三身靈驗鈔』（元禄八）、下つては寛政九年刊『三朝唱導材』上卷「迪吉録冤随其身」等に定着している。この事實は『迪吉録』所収説話が文芸となつて読者に供されると並行して、説能談義を媒体として彼らの耳に達したことを物語つて

いる。このような伝播の様相は、単に怪異小説の展開にとどまらず翻案物の基盤、ひいては近世文学における中国説話受容の一端を考えるうえで顧みるべき視角といえるだろう。

*

以上、俗耳に入り易い殺生譚をめぐって鄙見を述べてきたが、もとよりここに掲出し得たのは范洋たる説話の海から拾い上げたほんのひとにぎりの沙石にすぎない。怪異小説の唱導材化を含めたさらに多くの類例にも脈及せねばなるまいし、近世の怪異譚に顕現する廻獄譚、蘇生譚、墓中出生、亡婦の後妻うち、食人説話等々の宗教的土壌に関する諸問題を考究する必要も生じよう。本稿の主旨に付帯するそれらの事象をめぐってさらに視野はひろがって行く。(未完)

〔注記〕

- (1) 近世仏書(勸化本)の概要については、後小路薫氏「近世勸化本刊行略年表」(『文芸論叢』一〇、昭和五五年三月)がある。
- (2) 「読本発生に関する諸問題」(『近世小説史の研究』所収)
- (3) 「仏教説話の終焉」(『日本の説話』5 近世、昭和五〇年、東京美術)
- (4) 古くは頼原退蔵氏「近世怪異小説の一源流」(『国語国文』四の八、昭和一三年四月)。戦後の研究では、吉田幸一氏「近世怪異小説解題」(近世文芸資料三、昭和三〇年、古典文庫)、檜谷昭彦氏「井原西鶴研究」第三部第一章「諸国物語の系譜」と伝承「因果物語」と「一休諸国物語」(昭和五四年、三弥井書店)がこの問題を考究している。
- (5) たとえば『観音冥応集』(宝永三)『随求菩薩感応伝』(享保三)『瑞応塵露集』(享保一六)、『新撰発心伝』(天文二)、などは刊年に近接する実見譚を多く引証としている。
- (6) 注(2)の中村氏論考以来、片仮名本を正三法語の忠実な聞書とみる見方が定着している。
- (7) たとえば、『善悪報はなし』に関して、江本祐氏は、本書の日時、所の明記が中国種原抱の翻案に用いられた小説的虚構であることを論証された(『善悪報はなし小考』、『白田甚五郎博士 遺賢記念論文集』日本文学の伝統と歴史、昭五〇年所収)
- (8) 序記に「壹陽猷山述」とある。

- (9) たとえば片仮名本下一六の二↓平仮名本卷二の七等。
 (10) 注(7)の江本氏論考。
- (11) 大串純夫氏「十界図考」(法藏選書『来迎芸術』所収)。
 (12) なお、近世小説における六道絵の受容については拙稿「熊野観心十界曼荼羅管見——近世文芸との関連におよんで」(『木野評論』一六、昭和六〇年三月)に若干の考察を試みた。
- (13) 「西鶴諸国はなし」——伝承とのかかわりについて(『伝承文学研究』一七、昭和五〇年三月)。
 (14) この点につき、西鶴の『犬著聞集』参照を推測した前田金五郎氏の論(『武道伝来記の事実と虚構』『文学』昭和四一年一月)があるが、ただし前田氏も「この点筆者注、『犬著聞集』参照を断言できない」としたうえで「一步退いて『犬著聞集』記載の巷説を西鶴も同じく耳にして、素材に使ったとは言い得るだろう」と結論された。
- (15) 西鶴が口碑に取材したことは、注(14)のごとく、すでに先学の御指摘に詳しいが、とりわけ口承された仏教説話の享受にふれた宗政五十緒氏の説(『西鶴と仏教説話』『文学』昭和四一年四月)は、本稿の論旨を考える際関連をもつ。
- (16) 引用は京都大学図書館蔵の写本による。なお『犬著聞集』卷一の話は仏書の所載説話とほとんど内容が一致する。
- (17) 注(13)の江本氏論考。
- (18) 太刀川清氏「奇異雑談集・成立考」(信州大学『かりばね』一、昭和三二年二月)。
- (19) 富士昭雄氏「奇異雑談集の成立」(『駒沢国文』九、昭和四七年五月)。
- (20) 各巻巻頭に「肥後州求化幻人玉崙編輯」とみえる(『東洋大学蔵本等』)。
- (21) ただし、ここでは病臥中に鳥嘴の難をうけることになっている。
- (22) 引用は『仮名草子集成』四によった。
- (23) 平仮名本を了意の編述とする見方は坂卷甲太氏『仮名草子新攷』(昭和五三年、笠間書院)、同氏「了意怪異小説試論(その一)」(『就実論叢』一〇、昭和五五年)、江本祐氏「因果物語」をめぐる諸問題——片仮名本検討を通して(『大妻国文』一一、昭和五五年三月)にうかがえる。
- (24) 「勸善懲惡集について——靈異記・今昔物語集の先蹤たる異朝説話の翻訳集としての」(『東洋大学』『文学論叢』二)。
- (25) 『懐視』の、魚腹に嬰児殺しを犯した親の名が表れるとの描写は、本稿第二節にとりあげた殺人転生譚(『見好書』等)に

かわわりを有する。

(26) 小川武彦氏「堪忍記の出典上の一・二」(『近世文芸研究と評論』一〇・一二)

(27) 『文反古』の直接の典拠として『堪忍記』を挙げる前田金五郎氏の説(『西鶴題材小考』「語文」七轉)と、むしろ『合類大因縁集』七の二四の方が近いとする井上敏幸氏の指摘(『西鶴文学の世界——中国文学とのかかわり』、講座日本文学『西鶴上』、昭和五三年、至文堂)がある。ちなみに、近代作家の作品では岡本綺堂「木曾の旅人」も同系説話である。

(28) 『迪吉録』の話が『合類大因縁集』にとられたことは明治書院『対訳西鶴全集』一五の「万の文反古」巻五の二補注(富士氏)にある。

(29) 『因果物語』の話が仏書に転用された事例に関し、先に拙稿「『因果物語』蛇道心説話をめぐって——唱導と文芸の間」(『近世文芸』四三、昭和六〇年十一月)に鄙見を述べた。

〔付記〕 本稿をなすにあたり資料の閲覧を許された各図書館・研究室の皆様には深謝申し上げます。